

「氏名の振り仮名の届出について」

～戸籍法の改正により、新たに戸籍に氏名の振り仮名が記載されます～

本年5月26日以降、順次、本籍地の市区町村長から戸籍の筆頭者に対し、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名に関する情報が通知されますので、**必ずご確認ください。**

南部町に本籍がある方につきましては、8月中下旬頃にハガキを発送する予定です。なお、**通知された振り仮名が正しい場合には届出は不要**ですが、

誤っている場合は、令和8年5月25日までに正しい振り仮名の届出をしてください。

届出方法は以下のとおりとなります。

- ・マイナポータルからオンラインで届出
- ・お住まいの市区町村窓口にて直接届出
- ・宛名面に記載されている市区町村：戸籍担当課へ郵送で届出

◆【お問合せ】

法務省コールセンター ☎ 0570-05-0310

【開設時期】

令和7年5月26日（月）～令和8年5月26日（火）

※土曜、日曜、祝日、年末年始（令和7年12月30日～令和8年1月3日）は除く。

【開設時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

このようなハガキが
お手元に届きます。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

**誤っている場合は
必ず届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 ○○県○○市○○12345番

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

◆その他 お問合せ

南部町役場 住民課

本庁舎 ☎ 66-3405

分庁舎 ☎ 64-4834